

様式第 11（第 2 条第 1 項関係）（平 25 総省令 87・全改、平 28 総省令 23・令元総省令 19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類	携帯電話・PHS アクセスサービス
	事業者名
契 約 数	
提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
参考事項	

- 注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 4 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 5 注 3 及び注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。